

市民モニター事業の協賛について

1 参加条件：市内に事業所・店舗等を有する事業者，その他の団体又は個人事業者であること。ただし，以下の者を協賛者として認定することを妨げない。

- (1) 倉敷市と協力・連携を進める協定の締結や制度への登録等を行った者
- (2) その他協賛内容を適当と認めた者

2 除外対象：以下の業務を行う者は，協賛者の登録対象から除外する。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (2) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等の構成員又は，暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者
- (3) その他市長が適当でないと認めた者

3 協賛品（特典）の目安：一つ1，000円相当以上の品またはサービス。ただし，以下のものは，協賛内容の対象から除外する。

- (1) 法令その他公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- (3) 景品表示法等の法令や条例に違反するもの
- (4) その他，市長が市民モニター事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

4 協賛品（特典）の提供回数：最大年3回（5月・9月・1月）。ただし，年1回から応相談

5 当選者への引換方法：原則として倉敷市が送付した引換券を当選者が店舗等に持参し，店舗等は券と引き換えに協賛品（特典）を渡す。

6 申込方法：市民広聴課へ電話・メール・ファックスでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

倉敷市 市民広聴課

電話：086-426-3114

FAX：086-434-3491

Mail：citinfo@city.kurashiki.okayama.jp